

要求 案 10. 9. 29.

日本製紙株式会社.

1. 職首者、有無ヲ示セラル。
2. 公休日、予当ヲ復活セラル。
3. 會社、都合ニテ解雇スル場合ニ、又週向以前ニ示セラル。
4. 解雇、場合ニ、
15年及、12以内ニ、2ヶ月迄ヲ、
15年以上ニ、1ヶ月毎ニ10日分、
5. 待遇ニ、全部、職工ニ対シ公平ニカ
ルベシ。
6. 本年9月31翌年2月迄、解雇者ニ
対シテ、本年、予当、5割増、ヲ。

解決 案 10. 10. 51

1. 大正十一年三月迄、絶対ニ解雇セズ。
 2. 不可能ナシ。
 3. 職工ニ、都合ナル時、一週迄、
之ヲ寛恕シ、三週ニ及ハ、職首者。
 4. 退職、解雇、予当、
6ヶ月以上、15年以内、20日分、
15年以上、1ヶ月毎ニ2日分、
- 以上